### 令和6年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業募集要綱

# 1 趣旨

この要綱は、「令和6年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業補助金」 の交付対象となる事業の募集について定めるものです。

# 2 補助金の目的

本補助金は、障がい者が取り組む芸術・文化活動に対して支援し、もって県内の障がい者の芸術・文化活動の一層の促進を図ることを目的として交付するものです。

### 3 募集事業及び募集期間

募集事業	募集期限
① 文化芸術活動促進事業(ベーシック型)	
② 文化芸術活動促進事業 (ステップアップ型)	令和6年4月30日(火)
③ 個展等開催事業	

- ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において実施する事業を募集します。
- ※文化芸術活動促進事業の ① と ② の事業の両方に応募することはできません。
- ※文化芸術活動促進事業の ① 又は ② と個展等開催事業は両方に応募することができます。
- ※予算に余りがある場合は、募集期限後に追加の募集を行うことがあります。

## 4 応募方法 ※今年度より応募時の提出書類が変わりますのでご注意ください。

次の(1)~(4)までの書類を作成して、<u>郵送、ファクシミリ、メールのいずれかの方法に</u>より5の応募先に提出してください。

なお、応募に必要な書類の様式 (PDF 形式、word 形式) はあいサポート・アートセンターのホームページ (https://art-infocenter.jimdofree.com/) からもダウンロードできます。

- (1) 令和6年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業応募用紙(別紙)
- (2) 交付申請書(様式第1号)
- (3) 事業計画書(様式第2号の1~様式第2号の3)
- (4) 収支予算書(様式第3号の1、様式第3号の2)

※応募事業によって次のとおり提出書類が異なります。書類の左上記載の様式でご確認ください。 ※応募する事業ごとに作成し、提出してください。

事業区分	(2)交付申請書	(3)事業計画書様式	(4)収支予算書様式
①文化芸術活動促進事業	様式第1号	様式第2号の1	様式第3号の1
(ベーシック型)			
②文化芸術活動促進事業	様式第1号	様式第2号の2	様式第3号の2
(ステップアップ型)			
③個展等開催事業	様式第1号	様式第2号の3	様式第3号の2

#### 5 応募先及び問合せ先

※4/8 よりセンターの住所が新しくなります。FAX は、4/8 以降にお願い致します。

応募先:あいサポート・アートセンター

〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目105番地2

電話/ファクシミリ:0858-33-5151 (※FAX 番号が電話番号と同じになります)

メールアドレス:tottori.asac@gmail.com

	(1) 文化芸術活動促進事業(ベーシック型)
1補助事業者	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、補助事業が適正
	に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭、あいサポート・アートとっ
	とり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、
	既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助
	金等の交付を受けている場合は対象外とする。
2補助事業	グループ及び団体が行う文芸分野(短歌、俳句、川柳等)、美術分野(絵
	画、彫刻、工芸、書道、写真等)、音楽分野(合唱、楽器演奏等)、舞台芸
	術分野(演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等)の芸術・文化活動(障がい福祉
	サービス等の範囲内で実施される活動は除く。)で、次の要件を満たすもの。
	(1) 県内に在住する障がいのある者(身体障がい、知的障がい、精神障が
	い(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいのある者)が2名以上
	含まれる活動であること
	(2) 定期的な練習(概ね1ケ月1回以上)を継続的に実施すること
	(3)外部講師による指導を1回以上受けること
	(4) あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポー
	ト・アートとっとり祭等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活
	動であること(グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における
	「行事」での発表等は除く。)
3補助対象	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運
経費 	搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費
	ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としな
	L' <sub>o</sub>
	なお、交付決定以前に行われた支出であっても、補助事業に適合すると認
. 80	めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。
4 限度額	100,000円
5補助対象	継続的な活動を目指すグループ及び団体の育成を目的とするため、補助対
回数	象回数は通算3回までとする(同一年度内は1回まで)。

	(2) 文化芸術活動促進事業(ステップアップ型)
1補助事業者	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、補助事業が適正
	に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭、あいサポート・アートとっ
	とり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、
	既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助
	金等の交付を受けている場合は対象外とする。
2補助事業	グループ及び団体が行う文芸分野(短歌、俳句、川柳等)、美術分野(絵
	画、彫刻、工芸、書道、写真等)、音楽分野(合唱、楽器演奏等)、舞台芸
	術分野(演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等)の芸術・文化活動(障がい福祉
	サービス等の範囲内で実施される活動は除く。)で、次の要件を満たすもの。
	(1) 県内に在住する障がいのある者(身体障がい、知的障がい、精神障が
	い(発達障がいを含む)その他の心身の機能の障がいのある者)が2名以上
	含まれる活動であること
	(2) 定期的な練習(概ね1ケ月1回以上)を継続的に実施すること
	(3)外部講師による指導を4回以上受けること

	(4)あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポー
	ト・アートとっとり祭等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活
	動であること(グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における
	「行事」での発表等は除く。)
	(5)複数年度(3年から5年程度)に渡る事業計画を策定し、計画に沿っ
	て継続的・計画的に実施する活動であること。ただし、複数年度の補助を確
	約するものではないため、各年度ごとに交付申請し、また交付決定を受ける
	必要がある。
3補助対象	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運
経費	搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必
	要と認められる経費(1組5万円以上の機器、委託費及び工事請負費は補助
	対象としない。)
	ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としな
	ίν <sub>ο</sub>
	なお、交付決定以前に行われた支出であっても、補助事業に適合すると認
	めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。
4限度額	250,000円

	(3)個展等開催事業
1補助事業者	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグルー
	プ及び団体で、補助事業が適正に執行できる者。
2補助事業	広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等(オンライン
	での開催を含む)を始めとした障がいへの理解を進める取組。
3補助対象	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開
経費	催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経
	費(1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。また、委託費につい
	ては、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンター長が認めた
	場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。)
	ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としな
	L'v <sub>o</sub>
	なお、交付決定以前に行われた支出であっても、補助事業に適合すると認
	めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。
4限度額	150,000円

【注1】本補助金を受けるに当たり、これらの会計経理は別団体等と明確に区分し執行すること。

## 7 採択事業の決定(審査方法・審査基準等)

応募書類に基づき、書面により補助要件に合致するかどうかの審査を行い、事業採択の可否を 決定します。なお、応募が予算枠を超える場合には、次の審査基準により採択事業を選定するこ とがあります。

その他、当センターが鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金の交付対象とならなかった場合など、本補助金を交付しないことがあります。

#### 【審査基準】(文化芸術活動促進事業(ベーシック型)・個展等開催事業)

・公開:県民に広く公開されるか

・活動:活発な活動、着実な練習等を行う、また行う意欲があるか

・内容:活動内容について芸術性、先駆性などがあり今後当該分野で活躍が期待できるか

【審査基準】(文化芸術活動促進事業(ステップアップ型))

- ※上記3点の基準に加え、以下2点を審査基準とします。
- ・計画:活動を継続、発展させるための意欲的な活動計画になっているか
- 効果:適切に事業費が見積もられているか。補助額に見合った効果が期待できるか

# 8 手続きの流れ ※今年度より手続きの流れが変わります。赤字が事業者様に関わる部分です。

① 応募(応募用紙、交付申請書類を提出)

1

② 審査

 $\downarrow$ 

③ 交付決定通知、概算払い通知を送付

 $\downarrow$ 

### ④ 口座振込依頼書を提出

 $\downarrow$ 

⑤ 補助金の入金 (概算払い希望の場合)

 $\downarrow$ 

### ⑥ 事業実施

 $\downarrow$ 

### ⑦ 実績報告書を提出

1

⑧ 額の確定(返納が無い場合は、ここで事業終了)

 $\downarrow$ 

- ⑨ ・精算(返納がある場合は返納後、事業終了)
  - ・補助金の入金(精算払い希望の場合)

# 9 その他

- ・本補助金は、あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱に基づき、交付します。同要綱については、あいサポート・アートセンターのホームページ (https://art-infocenter.jimdofree.com/) からダウンロードできます。
- ・<u>事業(発表会・展覧会の開催等)の広報物を作成された場合は、あいサポート・アートセンタ</u>ーまでお送りください。HP 等で広報させていただきます。
- ・次年度に、今年度の活動の様子を報告いただく発表会を実施する予定です。 ついては、発表会での活動報告をお願いする場合がありますのでご理解ご協力の程、よろしくお 願いします。

# 令和6年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業応募用紙

※太枠内をご記入ください。

	【 応募者名 又は 応募団体名 】		
応募者名 又は 応募団体名等	【 構成員数 等 】 構成員全体数 名 (構成員内の障がい者 名)		
代表者名			
(団体の場合)			
施設名			
(応募団体名と 異なる場合)			
	( )① 文化芸術活動促進事業(ベーシック型) 【応募回数: 回目】		
応募事業名	( )② 文化芸術活動促進事業(ステップアップ型)		
<ul><li>※併願事業の確認</li><li>(応募する事業全</li></ul>	( )③ 個展等開催事業		
てに〇を記載して ください。)	※①と②の事業の両方に応募することはできません。		
\ /2000 /			
	※① <b>の</b> 事業は、通算3回までしか応募できません。		

#### 【提出書類】

- (1) 令和6年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業応募用紙(別紙)
- (2) 交付申請書(様式第1号)
- (3) 事業計画書(様式第2号の1~様式第2号の3)
- (4) 収支予算書(様式第3号の1、様式第3号の2)
- ※併願の場合(1)の提出は1枚でかまいません。

※応募事業によって次のとおり提出書類が異なります。書類の左上記載の様式でご確認ください。 ※応募する事業ごとに作成し、提出してください。

事業区分	(2)交付申請書	(3)事業計画書様式	(4)収支予算書様式
①文化芸術活動促進事業	様式第1号	様式第2号の1	様式第3号の1
(ベーシック型)			
②文化芸術活動促進事業	様式第1号	様式第2号の2	様式第3号の2
(ステップアップ型)			
③個展等開催事業	様式第1号	様式第2号の3	様式第3号の2

あいサポート・アートセンター センター長 様

> (申請者) 住 所:

団体名称及び: 代表者氏名

令和 年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動 支援事業補助金交付申請書

あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業補助金の交付を受けたいので、あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補.	助事業等の名	称		・アートセンター ト活動支援事業
事	業メニュ	_	□文化芸術活動促進事業 (ベーシック型) □文化芸術活動促進事業 (ステップアップ型) □個展等開催事業	
算	定基準	額		
交	付 申 請	額		
添	付 書	類		式第2号の1、第2号の2又は第2号の3) 様式第3号の1又は第3号の2)
			担当者名	
担	当者連絡	先	住所 電話 ファクシミリ	〒 ※書類送付先住所を記載してください。
			E-mail	

# 令和 年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業 [文化芸術活動促進事業 (ベーシック型)]

# 事業計画(報告)書

※活動の内容について記載してください

団体名	
活動分野	※該当するものに○をつけてください。その他の場合は記載してください。   < 文芸分野> 短歌・俳句・川柳・その他( )   < 美術分野> 絵画・彫刻・工芸・書道・写真・その他( )  < 音楽分野> 合唱・楽器演奏・その他( )  < 舞台芸術分野> 演劇・郷土芸能・ダンス・合唱・その他( )
事業計画(実 施)内容	【 活動概要 】 ※障がい福祉サービス等の範囲内のみで実施される活動は対象外ですのでご注意ください。
	【 練習計画 】 ▷定期的な練習の継続実施についての確認 ※回数、活動場所 など ※活動(予定)期間も記入ください。(例:6月~3月の期間に月2回程度)
	【外部講師の指導状況】 ▷外部指導1回以上についての確認 / 記載内容は見込み可 ※講師の分野、所属、氏名 など
	【発表、出展、出演等の目標・計画】 ※該当するものに☑をしてください。その他の場合は、名称・時期等を記載してください。 □あいサポート・アートとっとり祭 □あいサポート・アートとっとり展 □その他 (

# 令和 年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業 [文化芸術活動促進事業 (ステップアップ型)]

# 事業計画(報告)書

※活動の内容について記載してください

<ul><li>※該当するものにOをつけてください。その他の場合は記載してください。</li><li>〈文芸分野〉 短歌・俳句・川柳・その他 ( )</li><li>〈美術分野〉 絵画・彫刻・工芸・書道・写真・その他 ( )</li><li>〈音楽分野〉 合唱・楽器演奏・その他 ( )</li><li>〈舞台芸術分野〉 演劇・郷土芸能・ダンス・合唱・その他 ( )</li></ul>
年 月 日 ~ 年 月 日
※事業計画全体の概要や目的を記載してください。
※各年度の事業概要(過年度を計画の始期とする場合、過年度分は事業結果)を記載してください。 ※障がい福祉サービス等の範囲内のみで実施される活動は対象外ですのでご注意ください。  【 年度概要】  【 年度概要】

	【練習計画】 ▷定期的な練習の継続実施についての確認
	※回数、活動場所 など
	<b>※活動(予定)期間も記入ください</b> (例:6月~3月の期間に月2回程度)
	【外部講師の指導状況】 ▶外部指導4回以上についての確認 / 記載内容は見込み可
	※講師の分野、所属、氏名 など
<b>火井上上。丰</b> 业	※指導回数も記入ください(予定回数すべて記入 / 例:書道 ヤマダ タロウ 年間5回)
当該年度の事業 計画 (実施) 内容	
可固 (天池) 门石	
	【発表、出展、出演等の目標・計画】
	※該当するものに☑をしてください。その他の場合は、名称・時期を記載してください。
	ロもいみや しょっこしょしゅか
	<ul><li>□あいサポート・アートとっとり祭</li><li>□あいサポート・アートとっとり展</li></ul>
	口その他
	(
事業の成果・課題 (実績報告時に 記載)	

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

令和 年度あいサポート・アートセンター障がい者アート活動支援事業 [個展等開催事業]

### 事業計画(報告)書

※活動の内容について記載してください

氏名又は団体名	
開催期間	
開催場所	【会場名】
	【所在地】
事業計画(実施)内容	※障がい福祉サービス等の範囲内のみで実施される活動は対象外ですので ご注意下さい
広報計画 (実績)	
入場見込(実績)数	
その他	(1) チラシ・ポスター等を作成した場合、個展等の開催までにセンター へ送付すること。 (2) 交付対象経費に委託費が含まれる場合であって、県内事業者への発 注が困難である場合は、その理由を記載すること。

※事業報告を行う際には、写真、ポスター、チラシ、プログラム等活動の状況・概要が分かるもの を添付してください。 [応募事業:文化芸術活動促進事業(ベーシック型)] [団体名:

### 収支予算(決算)書

収入	(単位:円)
II\/	
4X / C	\ <del></del>

項目	本年度予算(決算)額	経費内訳 (積算)
本補助金		
自己資金		
他の補助金		
その他( )		
合計		

支出 (単位:円)

<u>ДЩ</u>		(+,
項目	本年度予算(決算)額	経費内訳(積算)
謝金		
旅費		
会場・機材等使用料		
作品・機材等運搬費		
消耗品費		
合計		

- ※「収入」と「支出」の合計が合うようにしてください。
- ※実績報告の際は、支出内訳兼領収書一覧(別紙)と領収書添付台紙に領収書の写しを貼り付けた もの、またはそれらに準するものを併せて提出してください。

#### 【他の補助金の活用】

活用の有無	補助金名、事業内容及び問合せ先

- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。
- ※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問合せ先(補助金を所管している部署名団体名及び連絡先)を表右欄に記載すること。

# 【消費税の取り扱い】

課税事業者(簡易課税事業者を除く。)	該当 · 非該当
--------------------	----------

※課税事業者(簡易課税事業者を除く。)に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」 と表右欄のいずれかに○をつけること。 [応募事業:文化芸術活動促進事業(ステップアップ型)・個展等開催事業] 「氏名又は団体名:

### 収支予算(決算)書

収入 (単位:円)

項目	本年度予算(決算)額	経費内訳(積算)
合計		

支出 (単位:円)

<u>ДШ</u>		( <del>+-</del>  \psi \ \ 11/
項目	本年度予算(決算)額	経費内訳(積算)
合計		

- ※「項目」には、「交通費」「謝金」「会場借り上げ費」などの費目を記入してください。
- ※「収入」と「支出」の合計が合うようにしてください。
- ※実績報告の際は、支出内訳兼領収書一覧(別紙)と領収書添付台紙に領収書の写しを貼り付けた もの、またはそれらに準するものを併せて提出してください。

#### 【他の補助金の活用】

活用の有無	補助金名、事業内容及び問合せ先

- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。
- ※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問合せ先(補助金を所管している部署名団体名及び連絡先)を表右欄に記載すること。

### 【消費税の取り扱い】

課税事業者(簡易課税事業者を除く。)	該当 · 非該当
--------------------	----------

※課税事業者(簡易課税事業者を除く。)に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」 と表右欄のいずれかに○をつけること。